

平成 26 年度
葛尾村除染等工事（その 2）

特 記 仕 様 書

福 島 環 境 再 生 事 務 所

1. 共通仕様書の適用

平成 26 年度葛尾村除染等工事（その 2）は、除染等工事共通仕様書（第 7 版）（以下「共通仕様書」という。）、平成 26 年除染関連業務共通仕様書（第 1 版）（以下「業務共通仕様書」という。）及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部及び水・大気環境局測量作業規定（以下「測量作業規定」という。）に基づき実施しなければならない。

2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

第 1 章 総 則

1. 目的

本工事は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）第 28 条に基づく「特別地域内除染実施計画（葛尾村）」に基づき、同計画に定められた特別地域内除染実施計画の目標の達成に向けて、葛尾村の除染特別地域の除染等の措置を行うものである。

2. 工事種別

本工事の工事種別は道路維持管理工事を準用している。

3. 除染対象地域

除染等の措置等の対象となる地域（以下「除染対象地域」という。）は、福島県葛尾村の別図 1 の地域のうち、別図 2 に示す範囲とする。

4. 架空線等公衆物損事故防止関係

受注者は、工事区域内に横断している架空線等の前後や建設機械・運搬車両等が出入りする工事現場及び資材置場の出入口等には、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート）を設置するとともに、交通誘導員等を適切に配置し、誘導指示を行わなければならない。なお、安全対策施設設置の詳細については、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

5. 委託監督員

本工事には、共通仕様書第 1 章 1-1-2 に規定する委託監督員を配置する予定であり、氏名等については別に通知する。

6. 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費、租税公課」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、除染特別地域における除染等工事暫定積算基準に基づき算出した費用に「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（平

成 26 年 2 月 3 日付け国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長通知（国技建発第 3 号）に基づく補正係数を乗じて計上しているが、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、除染特別地域における除染等工事暫定積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費、労働者宿舎の維持・補修に要する費用

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

租税公課：労働者宿舎の建物に係る固定資産税

- (2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は予定価格に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。
- (3) 受注者は、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式 1）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（様式 2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、除染特別地域における除染等工事暫定積算基準に基づき算出した費用に「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（平成 26 年 2 月 3 日付け国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長通知（国技建発第 3 号））に基づく補正係数を乗じた額から実施計画書（様式 1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、除染特別地域における除染等工事暫定積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式 1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

7. 設計図書の変更

公告後発生する可能性が高いと考えられる次の各号に掲げる場合については、工事請負契約書第 19 条に規定する「必要があると認めるとき」に該当するものとする。

- 一 土地等の権利者からの同意の内容に応じて除染等の措置の方法を変更する必要が生

じた場合（同意が得られず除染等の措置が実施できない場合を含む。）

二 家屋の撤去等、除染対象物についての今後の方針が判明したことに伴い除染等の措置の方法を変更する必要がある場合（除染等の措置を実施しない場合を含む。）

三 第3章2に示す除去土壌等の仮置場を変更する必要がある場合

8. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
再生砕石	40-0mm	南相馬市周辺
砂	埋戻し用	南相馬市周辺
敷鉄板		南相馬市周辺

9. 総価契約単価合意方式について

- (1) 本工事は、工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議して合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。（共通仕様書第1章1-1-6の適用）
- (2) 請負代金内訳書の提出を求める場合、共通仕様書第1章1-1-6第1項及び第2項に係る規定は適用しないものとする。
- (3) 発注者・受注者間で締結した単価合意書は、公表することができるものとする。

10. 技術提案に係る除染等の措置

- (1) 受注者は、入札時における技術提案が認められた場合は、第3章の規定にかかわらず、当該技術提案に従った除染等の措置等を講じなければならない。
- (2) 受注者は、認められた技術提案の中に、新たな除染等の措置等に係る技術が含まれている場合は、当該技術に係る除染実施前の表面汚染密度に対する除染実施後の表面汚染密度の比や除去土壌等の減容率等の目標値を設定しなければならない。
- (3) 受注者は、技術提案に従った除染等の措置を実施した結果、前項に規定する目標値を

達成することができなかつた場合には、目標値の達成を実現することが可能な追加的な措置を講じなければならない。なお、当該追加的措置については、設計図書及び工期の変更の対象とはしないものとする。

11.その他

- (1) 共通仕様書第1章第1節1-1-1(4)にある④図面については、本特記仕様書の添付書類によるものとする。
- (2) 除染等の措置の対象となるもの等の数量を、別紙「数量総括表」に示す。

第2章 工事材料

- 1. 瀝青材料
(削除)
- 2. 種子の草種及び配合
(削除)

第3章 除 染

1. 空間線量率

本工事の現場近傍における空間線量率は、およそ次のとおりである。

空間線量率：0.9 μ Sv/h～3.8 μ Sv/h 以下
(環境省による事前調査のモニタリング結果より)

2. 試験施工

共通仕様書第3章3-1-1に従い、試験施工を行うこと。

3. 除染等の措置

以下及び試験施工の結果により下表の除染等の措置を講ずること。これにより難しい場合は、監督職員に報告しその指示に従うこと。

土地等	除染対象物	除染等の措置等 ■：実施する／□：実施しない	共通仕様書 第3章参照項目
住宅地等	屋根（コンクリート以外）	■堆積物の除去 ■拭き取り	1.1.1.1 1.1.1.2
	屋根（コンクリート）	■堆積物の除去 ■拭き取り	1.1.2.1(1.1.1.1) 1.1.2.2(1.1.1.2)

	外壁・塀（竪樋の外側含む）のうち土壁以外	■拭き取り	1.2.1.1
	軒樋	■堆積物の除去 ■拭き取り	1.3.1.1 1.3.1.2
	竪樋の内側	■高圧水洗浄	1.3.2.1
	庭等（未舗装面）	■堆積物の除去 ■除草・芝刈り ■砂利,碎石の除去(機械) ■砂利,碎石の被覆(機械) ■表土削り取り ■表土剥ぎ取り ■土地表面の被覆 ■土地表面の被覆	1.4.1.1 1.4.1.2 2.4.3.2 2.4.3.3 1.4.1.9 2.4.4.2 1.4.1.10 2.4.4.3
	場内小運搬	■人肩による除去土壌等の運搬 ■小車による除去土壌等の運搬	16.1.1.2 16.1.1.3
公園(大)	グラウンド等	■堆積物の除去 ■除草,芝刈り ■表土剥ぎ取り ■土地表面の被覆	4.4.1.1(2.4.1.1) 4.4.2.1(2.4.2.1) 4.4.4.2(2.4.4.2) 4.4.4.3(2.4.4.3)
	舗装面	■堆積物の除去 ■吸引式高圧洗浄機による洗浄	4.4.6.1(2.4.1.1) 4.4.6.3(2.4.6.3)
道路	舗装された道路	■堆積物の除去 ■吸引式高圧洗浄機による洗浄 ■ブラスト	6.1.1.1(2.4.1.1) 6.1.2.1(2.4.6.3) 6.1.2.3(2.4.6.5)
	未舗装の道路	■堆積物の除去 ■砂利,採石の除去 ■砂利,採石の被覆 ■堆積物の除去 ■表土の削り取り ■土地表面の被覆	6.2.2.1-(2)(2.4.1.1) 6.2.2.3 6.2.2.4 6.2.1.1-(2)(2.4.1.1.) 6.2.1.2 6.2.1.3
	ガードレール	■ブラシ洗浄	6.3.1.1
	側溝等	■底質の除去等	6.4.1.1
法面	法面	■草,落葉,堆積物の除去	7.1.1.1
農地	水田	■人力除草 ■刈払 ■雑物除去(柳の除根) ■除草材の集積 ■袋詰め	8.1.1.1-(1) 9.1.1.1 — 8.1.1.1-(3) 8.1.1.1-(4)

		<ul style="list-style-type: none"> ■小運搬 ■表土の削り取り ■袋詰め ■小運搬 ■小運搬(客土材) ■客土 ■二回耕起 ■地力回復(土壌改良材散布) ■地力回復(ゼオライト散布) 	<p>8.1.1.1-(5)</p> <p>8.1.2.2-(1)①</p> <p>8.1.2.2-(1)③</p> <hr/> <p>8.1.2.2-(1)④</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>8.1.2.4-(4)</p> <p>—</p> <p>—</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ■人力除草 ■機械除草 ■除草材の集積 ■袋詰め ■小運搬 ■表土の削り取り ■袋詰め ■小運搬 ■小運搬(客土材) ■客土 ■二回耕起 ■地力回復(土壌改良材散布) ■地力回復(ゼオライト散布) 	<p>8.2.1.1-(1)(8.1.1.1-(1))</p> <p>8.2.1.1-(2)(8.1.1.1-(2))</p> <p>8.2.1.1-(3)(8.1.1.1-(3))</p> <p>8.2.1.1-(4)(8.1.1.1-(4))</p> <p>8.2.1.1-(5)(8.1.1.1-(5))</p> <p>8.2.2.2-(1)①(8.1.2.2-(1)①)</p> <p>8.2.2.2-(1)③(8.1.2.2-(1)③)</p> <p>8.2.2.2-(1)④(8.1.2.2-(1)④)</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>8.2.2.4-(4)(8.1.2.4)-(4))</p> <p>—</p> <p>—</p>
	牧草地	<ul style="list-style-type: none"> ■除草 ■小運搬 ■表土の削り取り ■袋詰め ■小運搬 	<p>8.3.1.1</p> <p>8.1.1.1-(5)</p> <p>8.3.2.1-(1)①(8.1.2.2-(1)①)</p> <p>8.3.2.2-(1)③(8.1.2.2-(1)③)</p> <p>8.3.2.1-(1)④(8.1.2.2-(1)④)</p>
	水路	<ul style="list-style-type: none"> ■底質の除去等(土砂上げ) ■底質の除去等(袋詰め) 	<p>8.4.1.1-(1)</p> <p>8.4.1.1-(2)</p>
	畦畔	<ul style="list-style-type: none"> ■除草 ■堆積物の除去 ■畦畔復旧 	<p>8.5.1.1-(2)(1.4.1.2)</p> <p>8.5.1.1-(1)(1.1.1.1)</p> <p>8.5.1.3</p>
	客土運搬	<ul style="list-style-type: none"> ■バックホウ掘削積込 ■ダンプトラック運搬 	
草地, 芝地	灌木(密)	■刈払	9.1.1.1
	灌木(粗)	■刈払	9.2.1.1

果樹園	果樹園	■堆積物の除去 ■除草 ■樹皮の高圧水洗浄 ■果樹の枝払い	10.1.1.1 10.1.2.1 10.1.3.2 10.1.3.3
	土壌	■表土の削り取り ■客土(土地表面の被覆)	10.1.4.1 10.1.4.2(2.4.4.3)
	客土運搬	■バックホウ掘削積込 ■ダンプトラック運搬	
排水処理	排水処理	■排水の処理(沈殿処理)	15.1.1.1
		■汚泥土壌の袋詰め	15.1.1.2
		■濁水処理装置設置	15.1.1.3-(1)
		■濁水処理装置撤去	15.1.1.3-(2)
減容化	減容化	■草木等の破砕	17.1.1.1

4. 除去土壌等の収集、運搬

発生した除去土壌等は、共通仕様書第3章 3-1-3に従い収集し、第3章2に示す仮置場等予定地に運搬すること。また、除去土壌等のうち可燃物を仮設焼却施設へ運搬すること。運搬にあたっては、発生場所近傍の搬入可能な仮置場等を選定するなど効率のよい運用を行うこと。

なお、除去土壌等は共通仕様書第4章第3節に従い取り扱うこと。

5. 除去土壌等の仮置

本工事により発生した除去土壌等を保管する仮置場又は一次保管所（以、仮置場等という）予定地の所在地、搬入元及び想定している搬入量は以下のとおりである。また、仮置場等予定地の位置図は別図3のとおり、仮置場等の標準構造は別図4のとおり、なお構造が、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

名称	所在地	搬入元	予想搬入量
上葛尾①	葛尾村大字葛尾字中清水地内	上葛尾行政区	約 20,000m ³
上葛尾②	同上	同上	約 2,000m ³
上葛尾③	同上	同上	約 36,000m ³
上葛尾④	葛尾村大字葛尾字銅谷平地内	同上	約 16,000m ³
下葛尾①	葛尾村大字葛尾字開場地内	下葛尾行政区	約 2,000m ³
下葛尾②	葛尾村大字葛尾字八ッ田地内	同上	約 5,000m ³
下葛尾③	葛尾村大字葛尾字仲田地内	同上	約 55,000m ³
下葛尾④	葛尾村大字葛尾字下ノ内地内	同上	約 19,000m ³
下葛尾⑤	葛尾村大字葛尾字東平地内	同上	約 25,000m ³
下葛尾⑥	葛尾村大字葛尾字東平地内	同上	約 7,000m ³

下葛尾⑨	葛尾村大字葛尾字小坂地内	同上	約 11,000m ³
広谷地①	葛尾村大字葛尾字広谷地地内	広谷地行政区	約 32,000m ³
広谷地②	葛尾村大字葛尾字広谷地地内	同上	約 19,000m ³
広谷地③	葛尾村大字葛尾字広谷地地内	同上	約 14,000m ³
上野川①	葛尾村大字上野川字仲谷地地内	上野川行政区	約 38,000m ³
上野川②	葛尾村大字野川字湯殿地内	同上	約 20,000m ³
上野川③	葛尾村大字野川字中島地内	同上	約 11,000m ³
上野川④	葛尾村大字野川字中島地内	同上	約 26,000m ³
野川①	葛尾村大字野川字湯ノ平地内	野川行政区	約 5,000m ³
野川②	葛尾村大字野川字湯ノ平・十良内地内	同上	約 30,000m ³
野川③	葛尾村大字野川字六良田地内	同上	約 20,000m ³
野川④	葛尾村大字野川字廻田地内	同上	約 36,000m ³
野川⑤	葛尾村大字野川字草刈場地内	同上	約 19,000m ³
落合①	葛尾村大字落合字落合地内	落合行政区	約 37,000m ³
大笹①	葛尾村大字落合字大笹地内	大笹行政区	約 6,000m ³
大笹②	葛尾村大字落合字大笹地内	同上	約 17,000m ³
大笹③	葛尾村大字落合字大笹地内	同上	約 11,000m ³
大笹④	葛尾村大字落合字大笹地内	同上	約 34,000m ³
夏湯①	葛尾村大字落合字菅ノ又地内	夏湯行政区	約 5,000m ³
夏湯②	葛尾村大字落合字菅ノ又地内	同上	約 13,000m ³
夏湯③	葛尾村大字落合字菅ノ又地内	同上	約 9,000m ³
夏湯④	葛尾村大字落合字菅ノ又地内	同上	約 10,000m ³
岩角 A	葛尾村大字落合字大笹地内	岩角行政区	約 4,000m ³
岩角 B	葛尾村大字落合字大笹地内	同上	約 5,000m ³
岩角 C	葛尾村大字落合字大笹地内	同上	約 5,000m ³
岩角 D	葛尾村大字落合字木取場地内	同上	約 17,000m ³
岩角 E	葛尾村大字落合字大笹地内	同上	約 11,000m ³
岩角 F	葛尾村大字落合字大笹地内	同上	約 5,000m ³
大放①	葛尾村大字落合字大放地内	大放行政区	約 10,000m ³
大放②	葛尾村大字落合字大放地内	同上	約 20,000m ³
大放③	葛尾村大字落合字手倉地内	同上	約 6,000m ³

※注) 上記表の予想搬入量については、減容化を考慮していない数量とする。

6. 仮置場等の設置及び維持管理

下表により、措置を講ずること。これにより難しい場合は、監督職員に報告しその指示に従うこと。

仮置場の設置等の措置等 ■：実施する／□：実施しない	共通仕様書 第3章参照項目
-------------------------------	------------------

<input type="checkbox"/> 保管場所地下水調査	13.1.1.1
<input type="checkbox"/> 除草	13.1.1.2
<input type="checkbox"/> 灌木（密）の刈払い	13.1.1.3
<input type="checkbox"/> 灌木（粗）の刈払い	13.1.1.4
<input type="checkbox"/> 伐木除根（伐木作業）	13.1.1.5-(1)
<input type="checkbox"/> 伐木除根（除根作業）	13.1.1.5-(2)
<input type="checkbox"/> 伐木除根（集積作業）	13.1.1.5-(3)
<input type="checkbox"/> 整地	13.1.1.6
<input type="checkbox"/> 切土・盛土	13.1.1.7
<input type="checkbox"/> 砂利、碎石の被覆	13.1.1.8
<input checked="" type="checkbox"/> 下部シート（保護マット）設置	—
<input type="checkbox"/> 保護層設置	13.1.1.9-(2)
<input checked="" type="checkbox"/> 上部シート（遮光マット）設置	—
<input type="checkbox"/> 浸出水集排水溝、集排水管設置	
<input type="checkbox"/> 浸出水集水設備設置	13.1.1.10
<input type="checkbox"/> 地表水集水溝（素掘り側溝）設置	13.1.1.11
<input type="checkbox"/> 排水路（コルゲートフリューム）設置	13.1.1.12① 13.1.1.12②
<input type="checkbox"/> 排水路（U型側溝）設置	
<input checked="" type="checkbox"/> 保管物取込・設置	13.1.1.12③
<input checked="" type="checkbox"/> 側面の遮へい	13.1.1.14
<input checked="" type="checkbox"/> 上面の遮へい	13.1.1.15
<input type="checkbox"/> 端部処理	13.1.1.16
<input type="checkbox"/> 付帯設備の設置	13.1.1.17
<input checked="" type="checkbox"/> 門扉の設置	13.1.1.18①
<input checked="" type="checkbox"/> 掲示板の設置	13.1.1.18②
<input checked="" type="checkbox"/> 看板の設置	13.1.1.18③
<input checked="" type="checkbox"/> ガス抜き口設置	13.1.1.19②
<input type="checkbox"/> 温度計設置	13.1.1.20

7. 水田、畑への地力回復措置

水田、畑について地力回復材としてそれぞれ 1,000m² あたりヨウリン 1 t、ケイ酸カリ 0.8t、ゼオライト 1t を散布するものとする。

第 4 章 施工管理

1. 出来形管理基準

本工事に用いる規格値は、共通仕様書「除染等工事施工管理基準及び規格値」によるものとする。

2. 放射線量の測定・記録

共通仕様書第4章4-1-1を遵守し、以下により放射線量の測定及び記録を行うこと。

- (1) 試験施工を実施する際には共通仕様書第4章4-1-2-1に、除染等の措置を実施する前には共通仕様書第4章4-1-2-2に、除染等の措置を実施した後には共通仕様書第4章4-1-2-3に従い、放射線量の測定・記録を行うこと。
- (2) 仮置場等においては、共通仕様書第4章4-1-3-1から4-1-3-3までに従い放射線量の測定を行うこと。
- (3) 除去土壌等を保管した大型土のう袋等については、共通仕様書第4章4-3-2に従い放射線量の測定・記録を行うこと。
- (4) 受注者は、住宅地等における除染について、その施工結果に係るチェックリストを作成し、監督職員に提出しなければならない。また、住宅地等の除染等の措置を実施した後、作業責任者(工区長又は職長を想定)は、当該チェックリストに基づき、住宅地等ごとに施工が適切に行われたかの確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。
- (5) 受注者は、除去土壌等を保管する仮置場等について、工事完了検査が終わるまで本仕様書に基づき適切に保全・管理しなければならない。

3. 確認調査

- (1) 受注者は、監督職員の指示に基づき、共通仕様書第4章4-2-1から4-2-3までに従い、確認調査を実施しなければならない。
- (2) 確認調査の対象地点は、監督職員が指示する。その面積は、次の各号に掲げる対象ごとに、それぞれの総面積の1パーセント程度を想定している。
 - ① 建築物
 - ② 住宅地等の庭等のうち舗装されている場所
 - ③ 学校、小規模な公園及び大型施設のグラウンド等のうち舗装されている場所
 - ④ 舗装された道路
- (3) 受注者は、確認調査の結果、管理値を超えて放射線量の大幅な低下が認められた場合には、監督職員の指示に基づき、確認調査の対象となった区域について、除染等の措置を再度実施しなければならない。ただし、放射線量の大幅な低下の原因が、再汚染等の受注者の責に帰せないものとして監督職員が承諾した場合はこの限りでない。

4. 損壊場所の撮影

受注者は、別途提供する現況確認書（除染等の措置を行う建物、土地等に権利を有する者（以下「関係人」という。）との間で除染対象となる住宅等の損壊状況を確認した書類のことをいう。以下同じ。）において除染作業の実施前にすでに損壊している箇所がある場合、除染作業の実施前後の当該損壊箇所の写真を写真撮影基準に従い撮影し、記録しなければならない。

第5章 報 告

1. 関係人に対する除染結果の報告

受注者は、関係人のうち住宅地等に係る権利を有する関係人（以下「住宅地等関係人」という。）に対して、監督職員が示す除染結果の報告に係る手引きに従い、除染等の措置の結果の除染現場での対面による説明（以下「現地説明」という。）等除染結果の報告に係る必要な措置を講じることとする。

- (1) 受注者は、第5章2.(3)に示す除染結果報告書を作成する。
- (2) 受注者は、別途提供する関係人の名簿に基づき、本業務で除染等の措置を講じた住宅地等関係人に対し、電話等の方法で、現地説明の目的等を説明し、その日時等について調整を行い、了解を得る。なお、住宅地等関係人に対しては、交通費、立会謝金等は支払わない。
- (3) 住宅地等関係人が、除染現場以外の場所での対面による説明を希望する場合は、その旨を監督職員に報告した上で、当該住宅地等関係人に対する説明を(5)①に従い行うこととする。
- (4) 住宅地等関係人が現地説明を希望しない場合は、その旨を監督職員に報告した上で、当該住宅地等関係人に対する現地説明は行わず、除染結果報告書を郵送等の方法により速やかに送付する。
- (5) 現地説明は以下のとおり行うこと。
 - ① 住宅地等関係人に対する説明は、2名以上の者を一組として行うこととし、除染結果報告書を基に除染の内容・結果について手引きに従い説明を行う。
 - ② 住宅地等関係人に対して屋内（当該住宅地等関係人が建物の占有者である場合に限る。）及び屋外における放射線量の測定を希望するかを質問し、測定依頼があった場合には、共通仕様書第4章4-1-1-1及び4-1-1-2に従い、当該住宅地等関係人が有する土地等の屋内外における放射線量の測定を行い、測定の結果を日時、場所、測定機器に関する情報、除染場所概略図と測定点を示した図とともに記録する。なお測定点数は、屋内、屋外とも5点程度とする。
- (6) 現地説明等を実施後、速やかに、その結果を除染結果報告書及び放射線量の測定記録とあわせ監督職員に報告する。

2. 報告

- (1) 受注者は、本業務に係る情報の管理を主に担当する情報担当者を設置すること。
- (2) 受注者は、次の頻度で下記の情報を環境省に提出すること。
 - ① 毎週1回 提出日の3日前までに発生した別添に定める除染管理情報（別途指示する書式に従って提出すること）
 - ② 毎月1回 提出日の7日前までに発生した別添に定める除染管理情報（別途指示する書式に従って提出すること）
 - ③ 開始時、変更発生時 別添に定める除染管理情報（別途指示する書式に従って提出すること）
- (3) 受注者は、住宅地等の除染等の措置を実施した後、原則10日以内に、監督職員の指示に基づき、住宅地等ごとに下記の資料を作成し、除染結果報告書として監督職員

に提出すること。

- ・ 除染実施前後の空間線量率及び表面汚染密度の測定値を、測定箇所位置図に記録したもの
- ・ 除染実施前後の空間線量率及び表面汚染密度の測定値の一覧表
- ・ 除染実施前後の住宅地等の代表的な状況が把握できる写真
- ・ 現況確認書において除染実施前にすでに損壊している箇所がある場合、除染実施前後の当該損壊箇所の写真

(4) 提出図書

- ① 受注者は、工事完了に際して工事共通仕様書第1章 1-1-27 に示す図書を成果物として監督職員に提出すること。その他、監督職員より指示する図書を随時提出すること。
- ② 上記図書の電子データを収納した電子媒体（DVD-R、CD-R または BD-R） 3 式
電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。
提出時期 平成 28 年 2 月 29 日までに提出すること。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成26年2月4日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針190頁、表3参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針191頁、表4参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft社Windows7 SP1上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフト及びファイル形式については、以下のとおりとし、その他のアプリケーションソフトの使用等が必要な場合は環境省担当官と協議すること。

- ・文章；ワープロソフト Justsystem 社一太郎（jtd形式）、又はMicrosoft社Word（ファイル形式はDOCX形式以下）
- ・計算表；表計算ソフトMicrosoft社Excel（ファイル形式はXLSX以下）
- ・画像；BMP形式又はJPEG形式（写真の有効画素数は黒板の文字を読み取れる程度とし、およそ100万画素を目安とする。）
- ・図面：DWG形式及びSXF（P21）形式

(3) (2)による成果物に加え、それらの電子ファイルを「PDFファイル形式」で保存した成果物を作成すること。

更に、紙納品した成果物のうち、除染等工事共通仕様書（第7版）5-2-1(7)で定める「除染結果報告書及び放射線量の測定記録」の原本ほか、環境省担当官が別途指示するものをスキャンしてPDFファイル形式で保存した成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体はDVD-R、CD-RまたはBD-R（25GB・50GB、以下「DVD-R等」という。）とし、データを追記・書き換えできない方式で保存すること。また、事業年度及び事業名称等を収納ケース及びDVD-R等に必ず付記すること。DVD-R等への付記は、別図に従い、直接印刷又は油性フェルトペンでの手書きにより行うこと。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 電子成果物のフォルダ構成

電子成果物の作成にあたっては、紙納品された成果物の目録に対応したフォルダを作成した上で、データを保存すること。

また、格納媒体が複数枚にわたる場合は、フォルダ構成の一覧を作成添付すること。

4. ウイルスチェック

電子媒体に対し、ウイルスチェックを行うこと。ウイルスチェックソフトは常に最新のデータにアップデートしたものを利用すること。

5. その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

電子媒体への表記

電子媒体のラベル面に、次の事項を表記すること。

- 1) 「工事番号」(別途指定する工事番号を記載すること)
- 2) 「工事・業務名称」(正式名称を記載すること)
- 3) 「作成年月」(工期終了時の年月を記載すること)
- 4) 「発注者名」(正式名称を記載すること)
- 5) 「受注者名」(正式名称を記載すること)
- 6) 「何枚目／総枚数」(総枚数の何枚目であるかを記載すること)
- 7) 「発注者署名欄」(主任監督員又は主任調査職員が署名すること)
- 8) 「受注者氏名欄」(現場代理人又は管理技術者が署名すること)

(表記方法にかかる留意事項)

- ・ ラベル面には、必要項目を表面に直接印刷、又は油性フェルトペンで表記し、媒体に損傷を与えないように留意すること。
- ・ 電子媒体のラベル面へ印刷したシールを貼り付ける方法は、シール剥がれ等による電子媒体や使用機器への悪影響を鑑み、行わないこと。
- ・ 表記事項のレイアウトは、以下の表記例によること。



(電子媒体への表記例)

添付書類

添付図面			
番号	図面名称	枚数	備考
別図 1	葛尾村除染対象地域図	1	
別図 2-1	除染対象地域図(上野川, 野川行政区)	1	
別図 2-2	除染対象地域図(夏湯, 大放行政区)	1	
別図 2-3	除染対象地域図(上葛尾, 下葛尾行政区)	1	
別図 2-4	除染対象地域図(岩角行政区)	1	
別図 2-5	除染対象地域図(広谷地行政区)	1	
別図 2-6	除染対象地域図(落合行政区)	1	
別図 2-7	除染対象地域図(大笹行政区)	1	
別図 3	仮置場等位置図	1	
別図 4	仮置場標準図	1	

・別紙：数量総括表

別添2) 提出情報一覧

・本工事の受注者は、監督職員等の指示に従い以下の情報を所定の情報形式、頻度で提出するものとする

No	情報名	概要	情報の形式	提出頻度
1	除染前/除染後モニタリング情報	除染効果検証のため測定する、除染前後の空間線量率、空間線量率・表面汚染密度の測定結果	ExcelまたはCSV	月末締め 翌月10日提出
2	測定機器情報	モニタリング時に利用した測定機器の情報	ExcelまたはCSV	月末締め 翌月10日提出
3	仮置場情報	仮置場の概要(所在地、名称 等)	ExcelまたはCSV	月末締め 翌月10日提出
4	除去土壌等情報	除染により発生した、除去土壌等を格納したフレコンバック等の情報 (発生エリア、内容物、保管場所、空間線量率 等)	ExcelまたはCSV	月末締め 翌月10日提出
5	管理対象外除去土壌等番号情報	経年劣化や減容化等による除去土壌等の詰め替えにより廃棄するフレコンバック等の情報 (廃棄日、廃棄事由 等)	ExcelまたはCSV	月末締め 翌月10日提出
6	仮置場定期モニタリング情報	仮置場の空間線量率の測定結果	ExcelまたはCSV	月末締め 翌月10日提出
7	水調査情報	浸出水、及び地下水の調査結果 週間工程会議等で再生事務所に提出しているデータ	ExcelまたはCSV	月末締め 翌月10日提出
8	広報用進捗情報	国民が理解しやすい方法で計算された、市町村レベルでの除染実績数量、受注数量	Excel	月末締め 翌月10日提出

別添3) 提出情報詳細 以下表「発番規則」、「コード」の列に数字の記載のある情報項目については、別添4、別添5で指定する発番規則、コードに従って記入するものとする。

工程	情報No	情報名	ID	情報項目名	概要	発番規則	コード	備考					
4.除染	1	除染前/除染後モニタリング情報	62	測定番号	測定を一意に特定する番号。測定1回ごとに各受注者が任意に発番								
			63	測定年月日	測定年月日(yyyy/mm/ddまたはyyyymmdd)								
			64	測定機器番号(Na)	空間線量の測定に用いた機器の測定機器番号	10							
			65	測定機器番号(GM)	表面汚染密度の測定に用いた機器(GM方式)の測定機器番号	10							
			66	除染前後識別	モニタリング実施タイミングを識別			2					
			67	管理番号	測定点の管理番号			4					
			68	所在地	測定点の住所				国有林・公衆用道路は記入任意				
			69	地点番号	測定点に紐づく地点番号(管理番号内の建物・土地ごとに付与する番号)								
			70	測定緯度	測定点の緯度。世界測地系(WGS-84)に基づく緯度経度を10進法で記入。小数点以下第5位以上まで記入								
			71	測定経度	測定点の経度。世界測地系(WGS-84)に基づく緯度経度を10進法で記入。小数点以下第5位以上まで記入								
			72	測定点番号	測定点を一意に特定する番号。測定点1点ごとに各受注者が任意に発番(30桁)								
			73	測定対象(大分類)	測定の対象			26					
			74	測定対象(中分類)	測定の対象			27					
			75	特定地点情報	測定した地点が特定の部位に該当するかどうかを示す項目			28					
			76	斜面情報	測定した地点の斜面状況を示す項目。コード表より選択			30					
			77	林縁フラグ	林縁として設定した測定点であることを示す項目。林縁として測定した場合に「1」を入力					林縁として設定した測定点では測定対象(大分類)は「森林」以外(例えば、宅地と接する林縁であれば「宅地」)を選択する			
			78	測定地表面	測定した地点の地物情報を示す項目			22					
			79	地点状況	測定地点の乾燥状況			11					
			80	天気	測定時の天気			12					
			81	気温	測定時の気温(℃)								
			82	空間線量率(1cm/コリメータ無)	コリメータを使用せず、測定対象物から1cmの距離で測定した結果(μ Sv/h)※校正					測定していない場合は空欄			
			83	空間線量率(1cm/コリメータ有)	コリメータを使用し、測定対象物から1cmの距離で測定した結果(μ Sv/h)※校正後					測定していない場合は空欄			
			84	空間線量率(50cm)	地表面より50cm上空で測定した結果(μ Sv/h)※校正後					測定していない場合は空欄			
			85	空間線量率(100cm)	地表面より100cm上空で測定した結果(μ Sv/h)※校正後					測定していない場合は空欄			
			86	表面汚染密度(コリメータ無/遮へい)	コリメータ、遮へい板とも使用しなかった場合の測定結果(cpm)※指示値					測定していない場合は空欄			
			87	表面汚染密度(コリメータ有/遮へい)	遮へい板(アクリル板)のみを使用した場合の測定結果(cpm)※指示値					測定していない場合は空欄			
			88	表面汚染密度(コリメータ有/遮へい)	コリメータのみを使用した場合の測定結果(cpm)※指示値					測定していない場合は空欄			
			89	表面汚染密度(コリメータ有/遮へい)	コリメータ、遮へい板ともを使用した場合の測定結果(cpm)※指示値					測定していない場合は空欄			
			90	備考	備考欄								
			2	測定機器情報	91	測定機器番号	測定機器を一意に特定する番号		10		シンチレーション方式の校正定数入力		
					92	メーカー名	測定機器のメーカー名				空間線量想定濃度 校正定数		
					93	製品名	測定機器の製品名				5以上21未満 1.03		
					94	型番・型式	測定機器の型番				0.5以上5未満 1.02		
					95	シリアル番号	測定機器のシリアル番号				0.5未満 1.00		
					96	校正定数-A閾値	測定機器(NaI)の値を決める閾値(備考参照)						
					97	校正定数-B閾値	測定機器(NaI)の値を決める閾値(備考参照)						
					98	校正定数-C閾値	測定機器(NaI)の値を決める閾値(備考参照)						
					99	校正定数-A	セシウム測定時の(空間線量率)測定機器の校正値(備考参照)						
					100	校正定数-B	セシウム測定時の(空間線量率)測定機器の校正値(備考参照)						
					101	校正定数-C	セシウム測定時の(空間線量率)測定機器の校正値(備考参照)						
					102	換算係数	計数率(cpm)から表面汚染密度(Bq/cm2)に換算する係数						
					103	備考	備考欄						
					104	仮置場番号	仮置場を一意に特定する番号			12			
					3	仮置場情報	105	所在地	仮置場の住所				
							106	仮置場名	仮置場の名称				
			107	備考			備考欄						
			108	除去土壌等番号			除去土壌等を一意に特定する番号。一つのフレコンバックごとに発番			11			
			109	仮置場番号			除去土壌等を受け入れた仮置場の番号			12			
			110	エリア名			除去土壌等が発生した地域(工区や仮置場の所属する地域等)						
			111	津波浸水			津波の浸水があった土地から発生している場合は「1」を記入。そうでない場合は「空白(Null)」						
			112	特定施設			特定施設リストを参照し、特定施設から発生している場合は「1」を記入。そうでない場合は「空白(Null)」						
			113	除去土壌等種別			除去土壌等の種別			6			
			114	発生土地分類			除去土壌等の発生地点の(現況)土地の分類			31			
			115	荷姿種別			除去土壌等の発生した土地の分類をコード表(「宅地」、「農地」など)から選択						
			116	容積			※内袋を使用した際は、「2フレキシブルコンテナ耐水・耐候性(3年)」を選択すること。除去土壌等を格納したフレコンバックの容積。格納時点の容積は立米で記入。厳密な測定は必要なく、大まかな値で良い			7			
			117	空間線量率(1cm)			フレコン表面より1cmの距離で測定した結果(μ Sv/h)※校正後						
			118	受入日			除去土壌を仮置場に搬入した年月日(yyyy/mm/ddまたはyyyymmdd)						
			119	備考			備考欄						
			5	管理対象外除去土壌等番号情報			120	除去土壌等番号(管理対象外)	管理対象外となったフレコンバックに付与されていた除去土壌等番号		11		
					121	年月日(管理対象外)	詰替えなどを行った日						
					122	管理対象外事由	管理対象外となった理由			32			
					123	除去土壌等番号(詰替等後)	詰め替えた除去土壌等を一意に特定する番号。詰め替える前の番号とは異なる番号			11			
			6	仮置場定期モニタリング情報	124	備考	備考欄						
					125	測定番号	測定を一意に特定する番号。測定1回ごとに各受注者が任意に発番(30桁)						
					126	測定年月日	測定年月日(yyyy/mm/ddまたはyyyymmdd)						
					127	測定機器番号(NaI)	測定に用いた機器(NaIシンチレーション方式)の測定機器番号			10			
					128	バックグラウンド識別	バックグラウンド値の場合は「1」を記入。フレコン搬入後の測定値の場合は「2」を記入。定期的なモニタリングの場合は「空白(Null)」						
					129	仮置場番号	測定地点の仮置場の番号			12			
					130	測定点番号(仮置場)	測定点を一意に特定する番号						
					131	入口フラグ	仮置場の入口線量を測定する際、仮置場の内側を向いて測定した場合は「1」、仮置場の外側を向いて測定した場合は「2」を入力						
					132	測定緯度	測定点の緯度。世界測地系(WGS-84)に基づく緯度経度を10進法で記入。小数点以下第5位以上まで記入						
					133	測定経度	測定点の経度。世界測地系(WGS-84)に基づく緯度経度を10進法で記入。小数点以下第5位以上まで記入						
					134	測定地表面	測定した地点の地物情報を示す項目			22			
					135	地点状況	測定地点の乾燥状況			11			
					136	天気	測定時の天気			12			
					137	気温	測定時の気温(℃)						
					138	空間線量率(100cm)	地表面より100cm上空で測定した結果(μ Sv/h)※校正後						
					139	備考	備考欄						
			7	水調査情報	140	測定番号	測定を一意に特定する番号。測定1回ごとに各受注者が任意に発番(30桁)						
					141	採取年月日	測定年月日(yyyy/mm/ddまたはyyyymmdd)						
					142	仮置場番号	測定地点の仮置場の番号			12			
					143	測定点番号	測定点を一意に特定する番号						
					144	調査区分	調査対象として該当する「1 滲出水」「2 地下水」「3 処理水」のいずれかを入力			29			
					145	測定緯度	測定点の緯度。世界測地系(WGS-84)に基づく緯度経度を10進法で記入。小数点以下第5位以上まで記入						
					146	測定経度	測定点の経度。世界測地系(WGS-84)に基づく緯度経度を10進法で記入。小数点以下第5位以上まで記入						
					147	濁度	検出された濁度を入力						
					148	測定値(Cs-134)	セシウム134の測定値を入力 ※検出されなかった場合は「ND」を入力						
					149	測定値(Cs-137)	セシウム137の測定値を入力 ※検出されなかった場合は「ND」を入力						
					150	検出下限値(Cs-134)	セシウム134の検出下限値を入力						
					151	検出下限値(Cs-137)	セシウム137の検出下限値を入力						
	152	備考			備考欄								

別添4) 発番規則一覧

・別添3に示す情報項目のうち、「発番規則」に数字の記載があるものについては、以下表の発番規則に従うこと

No	情報項目名	項目概要	発番規則	例
4	管理番号	除染計画書毎に発番される土地を特定する番号	【道路・森林以外の管理番号】 「大字(3桁)+小字(4桁)+地番(文字列)」 【道路・森林の管理番号】 受注者が発番している場合:受注者の発番した管理番号を利用 受注者が発番していない場合:環境省が発番	50050917-8
10	測定機器番号	測定に用いた機器の測定機器番号	「c」+事業者番号*+「i」+「受注者が任意に発番(3桁)」	c999i007
11	除去土壌等番号	除去土壌等を一意に特定する番号	「f」+事業者番号*+「受注者が任意に発番(7桁)」	f9990045678
12	仮置き場番号	仮置き場を一意に特定する番号	「m」+市町村番号+「d」+「受注者が任意に発番(3桁)」	m211d110

*受注決定後に通知

別添5) コード表

・別添3に示す情報項目のうち、「コード」に数字の記載があるものについては、以下表の選択肢の値を入力すること

No	選択項目名	選択肢
2	除染前後識別	1 除染前 2 除染後
6	除去土壌等種別	1 草木類 (剪定枝、落葉、芝、苔、雑草、リター層、伐採木、抜根等) 2 1以外の可燃廃棄物 (タイベックス、ウエス、マスク、フィルタ、ゴム手袋、紙類等) 3 土壌等 (土類、小石、砂利等) 4 コンクリート殻等 (瓦、レンガ、ブロック、岩石等) 5 アスファルト混合物 6 3、4、5、14以外の不燃物・混合物 (危険物・有害物を除く) 7 石綿含有建材 8 石膏ボード 9 7、8以外の危険物・有害物 12 仮置場解体で発生した可燃物 (仮置場解体時の防水シート等) 13 仮置場解体で発生した不燃物 (間詰め材、整地用の土壌等) 14 焼却灰
7	荷姿種別	1 フレキシブルコンテナ耐候性(3年) 2 フレキシブルコンテナ耐水・耐候性(3年) 3 その他フレキシブルコンテナ 4 その他
11	地点状況	1 乾 2 湿
12	天気	1 晴れ 2 曇り 3 雨 4 雪
14	コリメータの有無	1 有り 2 無し
22	測定地表面	1 アスファルト・コンクリート 2 タイル・ブロック・レンガ 3 土 4 草・芝 5 砂利 6 植栽の根元 7 その他
26	測定対象 (大分類)	1 住宅地等 2 学校 3 公園 4 大型施設 5 道路 6 草地、芝地 7 農地 9 果樹園 10 森林
27	測定対象 (中分類)	1 建物 2 塀 3 遊具等 4 舗装面 5 未舗装面 6 ガードレール 7 側溝等 8 歩道橋 9 水田 10 畑 11 牧草地 12 水路 13 畦畔 14 灌木林 15 常緑樹林 16 落葉樹林 17 雑木林 18 墓地
28	特定地点情報	1 側溝 2 排水枡 3 雨だれの跡 4 くぼち 5 舗装面の境目 6 常緑樹・竹・笹・植栽 7 上記以外
29	調査区分	1 浸出水 2 地下水 3 処理水
30	斜面情報	1 斜面の頂部 2 斜面 3 斜面の底部
31	発生土地分類	1 住宅地等 2 学校 3 公園 4 大型施設 5 道路 6 法面・斜面 7 草地、芝地 8 農地 9 果樹園 10 森林 11 仮置場
32	管理対象外事由	1 詰め替え(破損) 2 詰め替え(破損以外) 9 その他

実績変更対象費に関する実施計画書

費目		費用	内容	計上額
共通仮設費	営繕費	維持・補修費	労働者宿舎の維持・補修に要する費用	
		借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	
	租税公課	固定資産税等	労働者宿舎の固定資産税等	
	小計			
合計				

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	維持・補修費	労働者宿舎の維持・補修に要する費用			
		借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	租税公課	固定資産税等	労働者宿舎の固定資産税等			
	小計					
合計						